

令和3年第3回

田辺周辺広域市町村圏組合

議会定例会会議録

令和3年11月19日

令和3年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会会議録

- 1 招 集 令和3年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会が西牟婁総合庁舎4階大会議室に於いて招集された。
- 1 開 会 令和3年11月19日(金)午前10時30分
- 1 閉 会 令和3年11月19日(金)午前10時30分
- 1 議員定数 15名
- 1 出席議員 14名 その氏名は次のとおりである。
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 北田 健治 | 2番 | 尾花 功 |
| 3番 | 久保 浩二 | 4番 | 柳瀬 理孝 |
| 5番 | 市橋 宗行 | 6番 | 塚 寿雄 |
| 7番 | 佐井 昭子 | 8番 | 原田 覚 |
| 9番 | 天野 仁 | 10番 | 西尾 智朗 |
| 11番 | 掘 匠 | 13番 | 田上 明人 |
| 14番 | 岡本 克敏 | 15番 | 浦 愛一郎 |
- 1 欠席議員 1名 その氏名は次のとおりである。
- 12番 大石 哲雄
- 1 当局出席者
- | | | | |
|------|-------|---------|-------|
| 管理者 | 真砂 充敏 | 副管理者(代) | 西本 豊 |
| 副管理者 | 岩田 勉 | 理 事 | 井潤 誠 |
| 理 事 | 奥田 誠 | 会計管理者 | 樫畑 淳子 |
| 監査委員 | 川端 清司 | | |
- 1 職務のため議場に出席した者の職氏名
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 榎本 律夫 | 事務局次長 | 田上 文啓 |
|------|-------|-------|-------|

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 3定議案第1号
令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について

日程第4 3定議案第2号
令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算について

日程第5 3定議案第3号
令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について

(開会時間 午前10時30分)

議長(北田健治君)

: それでは、地方自治法による定足数に達しておりますので、ただいまから、本日招集の令和3年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂 充敏君。

管理者(真砂充敏君)

: 議長、番外。管理者 真砂。本日、令和3年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、平素は、当組合の運営につきまして多大な御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、本日の組合議会をお願いいたしますのは、令和2年度の一般会計及び二つの特別会計の決算についてでございます。

どうかよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、招集の御挨拶とさせていただきます。

議長(北田健治君)

: それでは、お手元に配布の日程により、本日の会議を開きます。

12番 大石哲雄議員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

議長(北田健治君)

: まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。田辺周辺広域市町村圏組合議会会議規則第87条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、

2番 尾花 功君、3番 久保 浩二君、以上の2人の諸君を、また会議録署名の予備議員として、4番 柳瀬 理孝君を指名いたします。

議長(北田健治君)

: 続いて、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北田健治君)

: 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長(北田健治君)

: 続いて、日程第3 3定議案第1号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について」、日程第4 3定議案第2号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算について」、日程第5 3定議案第3号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について」を一括して上程いたします。当局の説明を求めます。事務局次長 田上 文啓君。

事務局次長（田上文啓君）

： 議長。番外事務局次長、田上。

議案書に基づいて、御説明をさせていただきます。

3定議案第1号 令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算についてから、3定議案第3号 令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算についてまでの3件は、いずれも令和2年度の各種会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により組合議会の認定をお願いするものです。

まず、1ページから15ページまでの一般会計歳入歳出決算についてでございます。

恐れ入りますが、3ページをお願いします。

詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まずその3ページ歳入における合計でございますが、予算現額が3,659万7千円、調定額と収入済額がともに3,842万1,920円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較は182万4,920円となっております。

続いて、4ページをお願いします。

歳入に対する歳出であります。

歳出合計につきましては、予算現額3,659万7千円に対し、支出済額3,499万1,436円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較は160万5,564円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり343万484円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の5ページをお願いします。

歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

はじめに歳入でございます。

まず、1款、1項、1目の1節 総務管理費負担金でございますが、予算現額1,913万2千円に対し、調定額及び収入済額ともに1,913万2千円であります。

また、そのいちばん下の2目の1節 保健衛生費負担金でございますが、予算現額が1,569万2千円に対し、調定額及び収入済額ともに1,569万2千円であります。

そして、次の6ページの3目の1節 文化施設費負担金でございますが、予算現額が20万円に対し、調定額及び収入済額ともに20万円であります。

これらの3目からなる負担金につきましては、それぞれ関係市町から人口割や均等割に基づき負担いただく金額でございまして、別冊の主要施策の成果報告書の4ページに、令和2年度の関係市町負担金の内訳表を掲載しておりますので御参照願います。

次に、下段の2款、1項、1目の1節 前年度繰越金でございますが、予算現額157万2千円に対し、調定額及び収入済額がともに258万2,054円であります。

続いて、次の7ページの3款、1項、1目の1節 雑入でございますが、予算現額1千円に対し、調定額及び収入済額はともに81万5,866円あります。

この内訳としましては、まず令和元年度に発覚した横領事件における当該職員からの返還金として雑入が79万6,823円、また任期付及び会計年度任用職員の雇用保険料自己負担分が1万9,043円となっております。

したがって、歳入合計につきましては、7ページの一番下段に記すとおり、予算現額が3,659万7千円で、調定額、収入済額がともに3,842万1,920円、不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

続きまして、8ページ歳出でございます。

主なものについて、御説明させていただきます。

まず、1款 議会費でございます。

予算現額 113 万 9 千円に対し、支出済額が 18 万 8,885 円となっており、不用額は 95 万 115 円でございます。

主な内容といたしましては、組合議員の皆様方への報酬や総合事務組合負担金等でございます。続きまして、9 ページをお願いします。

2款 総務費でございます。

予算現額 1,954 万 1 千円に対し、支出済額が 1,899 万 9,041 円となっており、不用額は 54 万 1,959 円であります。

主な内容でございますが、9 ページから 11 ページにかけての1目 一般管理費の支出済額 1,899 万 3,761 円につきましては、給与等の人件費と組合運営に関する経常経費が主なものとなっております。また、同じく 11 ページ下段の2目 企画費の支出済額 5,280 円につきましては、消耗品に要した経費となっております。

続きまして、次の 12 ページの3款 衛生費でございます。

予算現額 1,580 万 3,510 円に対し、支出済額が 1,580 万 3,510 円となっており、不用額は 0 円であります。

内訳といたしましては、輪番病院の医療事故を担保するための賠償責任保険料が 8 万 3,610 円、輪番病院における救急医療活動中の医師のけが等を担保するための救急医療活動傷害保険料が 24 万 9,900 円、また輪番の4病院に対する補助金が 1,547 万円でございます。

次に、13 ページから 14 ページにかけての4款 公債費と5款の予備費ともに支出済額が 0 円となっており、予算現額の全額が不用額となっております。

したがって、歳出合計につきましては、14 ページ下段に記すとおり予算現額の計 3,659 万 7 千円に対し、支出済額が 3,499 万 1,436 円で、翌年度繰越額 0 円、不用額 160 万 5,564 円となっているものでございます。

続きまして、15 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 3,842 万 2 千円から、歳出総額 3,499 万 1 千円を差し引いた、歳入歳出差引額は 343 万 1 千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が 0 円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 343 万 1 千円となります。

また、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の2の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

引き続き、16 ページから 28 ページまでのふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

18 ページをお願いします。

詳細につきましては、20 ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まずその 18 ページ歳入における合計でございますが、予算現額が 1,977 万 5 千円、調定額と収入済額がともに 2,438 万 4,468 円、不納欠損額、収入未済額ともに 0 円、したがって、予算現額と収入済額との比較は 460 万 9,468 円となっております。

続いて、19 ページをお願いします。

歳入に対する歳出であります。

歳出合計につきましては、予算現額 1,977 万 5 千円に対し、支出済額 1,801 万 1,100 円、翌年度繰越額 0 円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに 176 万 3,900 円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり 637 万 3,368 円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の 20 ページをお願いします。

歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

はじめに歳入でございます。

1 款、1 項、1 目の 1 節 利子及び配当金でございますが、予算現額 1,796 万 1 千円に対し、調定額及び収入済額もともに 1,772 万 8,958 円であります。

これは、田辺周辺ふるさと市町村圏基金の積立金利子で、国債等による運用益でございます。

また、20 ページから 21 ページにかけての 2 款、1 項、1 目の 1 節 ふるさと市町村圏基金繰入金でございますが、予算現額 0 円に対し、調定額及び収入済額もともに 0 円であります。

次に、21 ページから 22 ページにかけての 3 款、1 項、1 目の 1 節 前年度繰越金でございますが、予算現額 181 万 4 千円に対し、調定額及び収入済額がともに 651 万 1,510 円であります。

続いて、4 款、1 項、1 目の 1 節 雑入でございますが、予算現額 0 円に対し、調定額及び収入済額がともに 14 万 4 千円あります。

これは、令和元年度に助成した対象事業の内、一つに申請額の誤りがみられ、一部返還してもらったものでございます。

したがいまして、歳入合計につきましては、23 ページの下段に記すとおり、予算現額が 1,977 万 5 千円で、調定額、収入済額がともに 2,438 万 4,468 円、不納欠損額、収入未済額もともに 0 円となっております。

続きまして、24 ページの歳出でございます。

1 款 総務費でございますが、予算現額 1,955 万円に対し、支出済額が 1,801 万 1,100 円となっており、不用額は 153 万 8,900 円でございます。

このふるさと市町村圏事業費は、基金運用益を活用して、圏域の振興整備を図るためソフト事業を展開することを目的としたものでございまして、次の 25 ページにかけての 18 節 負担金補助及び交付金の支出済額 801 万円につきましては、関係市町の広域担当課長で組織された幹事会の審査を経た対象事業に対して助成した経費でございます。

なお、令和 2 年度ふるさと市町村圏事業実績報告書につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の 5 ページに掲載しておりますので御参照願います。

また、25 ページの 24 節 積立金の支出済額 1 千万円につきましては、コロナ禍により事業中止となった余剰分をふるさと市町村圏基金として新たに積み立てた経費でございます。

次に、25 ページから 26 ページにかけての 2 款 公債費と 3 款の予備費ともに支出済額が 0 円となっており、予算現額の全額が不用額となっております。

したがいまして、歳出合計につきましては、27 ページの下段に記すとおり予算現額の計 1,977 万 5 千円に対し、支出済額が 1,801 万 1,100 円で、翌年度繰越額 0 円、不用額 176 万 3,900 円となっているものでございます。

続きまして、28 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2,438 万 4 千円から、歳出総額 1,801 万 1 千円を差し引いた、歳入歳出差引額は 637 万 3 千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が 0 円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 637 万 3 千円となります。

また、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

引き続き、29 ページから 43 ページまでの休日急患診療所特別会計歳入歳出決算についてでございます。

恐れ入りますが、31 ページをお願いします。

詳細につきましては、33 ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まずその31 ページ歳入における合計でございますが、予算現額が6,986万8千円、調定額と収入済額がともに6,817万6,412円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較はマイナス169万1,588円となっております。

続いて、32 ページをお願いします。

歳入に対する歳出であります。

歳出合計につきましては、予算現額6,986万8千円に対し、支出済額5,720万257円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較は1,266万7,743円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり1,097万6,155円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の33 ページをお願いします。

歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

はじめに歳入でございます。

1 款、1 項、1 目の1 節 診療報酬収入でございますが、予算現額1,348万円に対し、調定額及び収入済額ともに1,306万835円で、その内訳としましては、医科分が1,078万7,445円、歯科分が227万3,390円であります。

なお、令和2年度の患者数につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の6 ページから9 ページに掲載しておりますので御参照願います。

続いて、次の34 ページにかけての2 款、1 項、1 目の1 節 休日急患診療所運営事業費負担金でございますが、予算現額が5,100万円に対し、調定額及び収入済額がともに4,360万円であります。

この負担金につきましては、関係市町から負担いただく金額でございますが、このうち、診療所所在地である田辺市への普通交付税算入分600万円を除く3,760万円につきましては、人口割45パーセント、均等割5パーセント、利用割50パーセントの割合で負担いただいております。

負担金の内訳につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の10 ページに掲載しておりますので御参照願います。

次に、35 ページにかけての3 款、1 項、1 目の1 節 保健衛生手数料でございますが、予算現額1千円に対し、調定額及び収入済額はともに0円であります。

さらに、4 款、1 項、1 目の1 節 保健衛生費補助金でございます。予算現額0円に対し、調定額及び収入済額はともに66万4千円で、この県補助金は、医療機関に対する感染拡大防止等支援事業補助金でございます。

続いて、次の36 ページをお願いします。

5 款、1 項、1 目の1 節 利子及び配当金でございますが、予算現額2万円に対し、調定額及び収入済額はともに1万8,395円あります。

これは、休日急患診療所医療機器整備基金の運用に伴う利子収入でございます。

さらに、その下段から次の37 ページにかけての6 款、1 項、1 目の1 節 前年度繰越金でございますが、予算現額536万6千円に対し、調定額及び収入済額はともに1,081万4,627円あります。

続いて、その37 ページから38 ページにかけての7 款、1 項、1 目の1 節 雑入でございます。予算現額1千円に対し、調定額及び収入済額はともに1万8,555円で、これは会計年度任用職員の雇用保険料自己負担分であります。

したがいまして、歳入合計につきましては、38 ページ下段に記すとおり、予算現額が 6,986 万 8 千円で、調定額、収入済額がともに 6,817 万 6,412 円、不納欠損額、収入未済額もともに 0 円となっております。

続きまして、39 ページ歳出でございます。

主なものについて、御説明させていただきます。

まず、1 款 衛生費でございます。

予算現額 6,964 万 3 千円に対し、支出済額が 5,720 万 257 円となっており、不用額は 1,244 万 2,743 円であります。

主な内容でございますが、まず 1 節 報酬の支出済額 1,521 万 5,051 円でございます。

その内訳を御説明いたしますと、まず事務長と事務職員、それから主任看護師の 3 名のほか、診療所の開所日に従事していただく看護師や歯科衛生士、調剤助手、医療事務員に対する会計年度任用職員報酬が 1,497 万 5,051 円、また診療所管理者報酬が 24 万円でございます。

次の 40 ページをお願いします。

10 節 需用費の支出済額 287 万 1,121 円につきましては、医薬材料費の 194 万 4,754 円が主なものとなっております。

続いて、12 節 委託料でございますが、支出済額 2,748 万 2,531 円につきましては、診療所に出務いただく医師、歯科医師及び薬剤師の先生方にお支払いした経費でございます。

そして、一番下段の 18 節 負担金補助及び交付金 支出済額 615 万 4,763 円の内訳としましては、圏域の医師会等に対する休日急患診療所調査事業費補助金が 593 万円、また施設での電気や水道代等を負担する施設維持管理費負担金が 22 万 4,763 円となっております。

次に、41 ページから 42 ページにかけての 2 款 公債費と 3 款の予備費ともに支出済額が 0 円となっており、予算現額の全額が不用額となっております。

したがいまして、歳出合計につきましては、42 ページ下段に記すとおり予算現額の計 6,986 万 8 千円に対し、支出済額が 5,720 万 257 円で、翌年度繰越額 0 円、不用額 1,266 万 7,743 円となっているものでございます。

続きまして、43 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 6,817 万 6 千円から、歳出総額 5,720 万円を差し引いた、歳入歳出差引額は 1,097 万 6 千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が 0 円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 1,097 万 6 千円となります。

また、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

以上で、3 定議案第 1 号から第 3 号までの一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審議のうえ、認定のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（北田健治君）

： 続いて、監査委員の監査結果のご意見をお伺いしたいと思います。川端監査委員。

監査委員（川端清司君）

： 番外、監査委員の川端でございます。令和 2 年度の監査、決算審査につきましては、去る 10 月 29 日に西牟婁総合庁舎において西尾監査委員とともに監査を行いました。それでは私の方から御報告を申し上げます。

恐れ入ります。議案書の最終ページの 44 ページをお願いいたします。

令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書
地方自治法第233条第2項の規定により提出された令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果、その意見は下記のとおりであります。

記

- 1 審査の対象につきましては、記載のとおりでございます。
- 2 審査については、令和3年10月29日、西牟婁総合庁舎にて行いました。
- 3 審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。
- 4 審査の結果については、令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、会計管理者所管の諸帳簿と符合し、関係諸帳簿には、予算の執行状況等が適正に表示され計数は正確であることを認めました。令和3年10月29日 監査委員 西尾 智朗、川端 清司。以上でございます。

議 長（北田健治君）

： 当局の説明及び監査委員の監査結果の報告は終了いたしました。本件について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（北田健治君）

： 質疑なしと認めます。

議 長（北田健治君）

： これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（北田健治君）

： 討論なしと認めます。これより順次採決に入ります。

お諮りいたします。3定議案第1号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（北田健治君）

： 異議なしと認めます。よって3定議案第1号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに決しました。

議 長（北田健治君）

： 続いて、3定議案第2号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（北田健治君）

： 異議なしと認めます。よって3定議案第2号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに決しました。

議 長（北田健治君）

： 続いて、3定議案第3号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（北田健治君）

： 異議なしと認めます。よって3定議案第3号「令和2年度年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定することに決しました。

議 長（北田健治君）

： 以上をもちまして、本定例会に付された議案等は全て議了いたしました。他に発言、その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（北田健治君）

： 特に無いようですので、本定例会はこれをもって閉会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（北田健治君）

： 異議がありませんので、これをもちまして令和3年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

（閉会時間 午前11時10分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 会 議 長 北 田 健 治

議 会 議 員 尾 花 功

議 会 議 員 久 保 浩 二